

## 専利出願行為の規範化に関する規定

**第一条** 専利出願行為を規範化し、専利業務の正常な秩序を維持するため、「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国専利法実施細則」「専利代理条例」等関連する法律法規に基づき本規定を制定する。

**第二条** 専利を出願又は代理出願する場合、法律、行政法規及び部門規章の関連規定を遵守し、専利法の立法趣旨に則り、信義誠実の原則を厳守しなければならない。真実の発明創造活動を基に、虚偽を弄してはならず、「中華人民共和国専利法実施細則」第十一条の規定に違反して非正常な専利出願行為を行ってはならない。

**第三条** 本規定の非正常な専利出願行為は以下を含む。

(一) 出願された複数の専利の発明創造の内容が、明らかに同じであるか、又は異なる発明創造の特徴、要素の単純な組み合わせで実質的に形成されている場合。

(二) 出願された専利に、発明創造の内容、実験データ若しくは技術効果の捏造、偽造、変造、又は従来技術若しくは従来設計の剽窃、単純な置換、寄せ集め等に類似する状況が存在する場合。

(三) 出願された専利の発明創造の内容が、主にコンピュータ技術等を利用してランダムに生成される場合。

(四) 出願された専利の発明創造が技術改良、設計常識に明らかに適合せず、又は退歩し、言葉を飾り、保護範囲を不必要に減縮限定している場合。

(五) 出願人が実際の研究開発活動なしに複数の専利を出願し、且つ合理的な解釈ができない場合。

(六) 特定の団体、個人又は地域に実質的に関連する複数の専利を悪意で分散し、前後し又は異なる地域で出願している場合。

(七) 不正の目的で専利出願権を譲渡し、譲受け、又は虚偽の発明者、考案者に変更した場合。

(八) 信義誠実の原則に違反し、専利業務の正常な秩序を攪乱するその他の

非正常な専利出願行為。

**第四条** いかなる団体又は個人も、他人が各種の非正常な専利出願行為を行うことを代理、誘導、教唆、幫助してはならない。

**第五条** 国務院専利行政部門は、「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国専利法実施細則」の関連規定に基づき、専利出願の受理、方式審査、実体審査、復審手続又は国際出願の国際段階手続中に手がかりを発見し又は通報により知り、且つ非正常な専利出願行為が存在することを基本的に認定した場合、専門の審査ワークグループ又は授權審査官を組織して専門の審査手続を開始することができ、指定の期限までに意見陳述するとともに証明書類を提出し、又は関連する専利出願、法律手続の処理請求を自発的に取下げるよう出願人に通知することができる。

**第六条** 出願人が正当な理由なく期限までに応答しなかった場合、関連する専利出願は取下げられたと見なし、関連する法律手続の処理請求はなされなかったと見なす。

**第七条** 出願人の意見陳述の後、国務院専利行政部門が、依然として非正常な専利出願行為であると判断した場合、法に基づき関連する専利出願を拒絶しなければならず、又は関連する法律手続の処理請求を承認してはならない。

出願人は、専利出願の拒絶査定に不服がある場合、法に基づき専利復審請求を行うことができる。関連する法律手続の処理請求の不承認に不服がある場合、法に基づき行政不服審査を申立て又は行政訴訟を提起することができる。

**第八条** 非正常な専利出願行為を行った団体又は個人に対し、「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国専利法実施細則」に基づき行政処罰を実施する。

本規定の第四条に規定する非正常な専利出願行為を行った専利代理機構、及びみだりに専利代理業務を行った機構又は個人に対し、「専利代理条例」及び関連規定に基づき行政処罰を実施する。

本規定に違反する犯罪が疑われる場合、法に基づき司法機関に送り刑事責任を追究する。

**第九条** 非正常な専利出願行為に対し以下の処理措置をとることができる。

(一) 当該の非正常な専利出願に対し専利料金を減免しない。五年以内に非

正常な専利出願行為を複数回行う等経緯が深刻な出願人については、当該期間の専利出願のすべての専利料金を減免しない。すでに減免した場合、関連する減免料金を追加納付するよう求める。

(二) 国務院専利行政部門の政府ウェブサイト及び関連する媒体で公告し、且つ関連する情報を全国信用情報共有プラットフォームに掲載する。

(三) 非正常な専利出願行為を行って社会の公共利益を損ない、且つ市場監督管理等の部門から厳重な行政処罰を受けた場合、国家の関連規定に基づき市場監督管理の嚴重違法信用喪失リストに掲載する。

(四) 国務院専利行政部門の専利出願数の統計から非正常な専利出願行為に関連する専利出願数を控除する。

(五) 出願人及び関連する代理機構に対し助成又は奨励をしない。すでに助成又は奨励した場合、全部又は一部を返還することとする。

**第十条** 本規定の第九条に記載の処理措置をとる前に、必要なときは当事者の意見陳述を許可する。

**第十一条** 専利業務の管理部門は、一般人及び専利代理機構が法に基づき専利出願するよう指導し、非正常な専利出願行為に対する管理を強化しなければならない。

地方の専利業務の管理部門及び専利代理事務所は、非正常な専利出願行為の手がかりを発見し又は通報により知った場合、速やかに国務院専利行政部門に報告しなければならない。国務院専利行政部門が非正常な専利出願行為に対して法に基づき処理を行うとき、地方の専利業務の管理部門はこれに協力しなければならない。

**第十二条** 専利を海外に出願又は代理出願する場合、中国及び関連する国家、地域の法律法規の規定を遵守しなければならない。信義誠実の原則に違反し、真実ではない発明創造活動を基に、虚偽を弄して専利出願し、不当利益を得てはならない。

**第十三条** 本規定は2024年1月20日から施行する。2007年8月27日に国家知識産権局令第45号として公布された「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」、

2017年2月28日に国家知識産権局令第75号として公布された「国家知識産権局による『専利出願行為の規範化に関する若干の規定』の改正に関する決定」及び2021年3月11日に国家知識産権局公告第411号として公布された「専利出願行為の規範化に関する弁法」は同時に廃止する。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art\\_526\\_189189.html?xxgkhide=1](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189189.html?xxgkhide=1)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。